

電子メール等緊急通報システム導入検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 電話による119番通報が困難な障害をもつ方が、より豊かで自立した生活を営める環境を整備する目的で、電子メールやWeb等による緊急通報システム（以下「電子メール等緊急通報システム」という。）導入に関する諸問題に関し、障害者・障害者支援機関・行政の三者の協働により調査審議を行う電子メール等緊急通報システム導入検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる委員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係職員の出席)

第5条 委員会において必要があると認めるときは委員以外の者に対し出席を求め、その意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会をおくことができる。

2 作業部会の構成その他必要事項は、委員長が定める。

(委員会の事務)

第7条 委員会は、電子メール等緊急通報システムの導入に係る次の事務を推進するものとする。

(1) 電子メール等緊急通報システムの基本的なあり方に関すること。

(2) 電子メール等緊急通報システムの導入の課題と対応策に関すること。

(3) 電子メール等緊急通報システムの管理に関すること。

(4) その他電子メール等緊急通報システム導入に係る必要な事項に関すること。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防局警防部指令課において行うものとする。

(委任)

第9条 委員会の運営その他この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月8日から施行する。